

岸和田市住居表示審議会会議録

会議名	令和6年度 岸和田市住居表示審議会
日時	令和7年2月14日（金）午前10時00分～午前10時50分
場所	市立公民館・中央地区公民館 講座室2
出席委員	奥会長、古石委員、丸山委員、熊取委員、鈴木委員、鶴谷委員（代理 西野様）、小川委員、和田委員、湊口委員、徳村委員、井上委員、山出委員 以上12名
欠席委員	野口委員、谷口委員 以上2名
事務局	生嶋市民環境部長、吉井市民課長、黒田調整参事、櫻井住居表示担当主幹、辻子職員 以上5名
傍聴人数	1名
次第	1 開会 2 住居表示実施案の諮問 3 その他 4 閉会
配布資料	1 諮問書の写し 2 令和7年度実施計画図 3 光明校区町別世帯数一覧表 4 住居表示整備状況 5 校区位置図 6 岸和田市住居表示審議会委員名簿 7 岸和田市住居表示審議会規則等関係法令
スライド	1 令和6年度岸和田市住居表示審議会 2 住居表示実施済区域 3 令和7年度実施計画図 4 別図1 5 別図2

議事内容の概要

(1) 住居表示実施案の諮問

議長(会長)：審議に先立ちまして、諮問書について、事務局より説明をお願いします。

事務局：(資料に基づき、次のとおり諮問内容を説明)

スライド1：令和6年度岸和田市住居表示審議会

それでは、諮問させていただく案件につきまして説明させていただきます。前方のスクリーンで、図面を映しながらご説明いたします。

スライド2：住居表示実施済区域

まず、前方の図面をご覧ください。広域の図面でおおよその場所の確認をお願いいたします。

住居表示実施済みの区域を色付けしております。オレンジ色に色付けしている区域が、J R阪和線より西側で住居表示実施済みの区域でございます。また、緑色に色付けしている区域が、J R阪和線より東側で住居表示実施済みの区域でございます。

今回の対象区域は、住居表示実施済みの尾生町二丁目・四丁目・七丁目に隣接する包近流木線までの区域でございます。

それでは、資料1の諮問書をご覧ください。

住居表示に伴う町区域の変更について、尾生町及び上松町の各一部を尾生町八丁目として住居表示を実施しようとするものでございます。

スライド3：令和7年度実施計画図

尾生町の住居表示実施状況につきましては、資料2の実施計画図をご覧ください。既に住居表示を実施した尾生町二丁目から七丁目の区域を緑色で色付けしております。

スライド4：別図1

資料1の諮問書3枚目、別図1をご覧ください。変更する区域は別図1の斜線部分で、尾生町及び上松町の一部でございます。この斜線部分は西側の道路を含む区域となっており、こちらの道路上に上松町の土地がございます。上松町の土地を拡大したものが左下の青丸で囲まれた部分で、今回実施予定の区域の中で上松町の土地はこちらの道路の一部のみでございます。

スライド5：別図2

住居表示実施後の町の区域を別図2に示しておりますのでご確認ください。住居表示実施後の町名は、尾生町八丁目と考えております。町の境界は、道路となっております。

尾生町につきましては、二丁目から七丁目までを実施し、順次住居表示を進めておりますが、今回地元との協議が整いましたこちらの区域の住居表示実施を考えております。

なお、資料3に光明校区の町別世帯数一覧を掲載しております。住居表示未実施の尾生町976世帯のうち、今回の住居表示実施予定の対象は、およそ250世帯となっております。対象面積は、約

15. 6haでございます。

以上でございます。

(議長に戻し、質疑応答)

委員： 上松町の区域は道路のみですか。

事務局： はい、西側の道路の一部のみです。

委員： 尾生町一丁目はどちらになりますか。

事務局： 資料2の田治米畑町線辺りになりますが、道路の完成後に進める予定です。

委員： 尾生町二丁目の左側（西側）にも尾生町があると思いますが、こちらの住居表示はどうなりますか。

事務局： 現段階では未定です。

議長 他にご質問はございませんか。なければ諮問について原案どおり答申させていただいてよろしいですか。

各委員： 了承。

議長： 原案どおり答申します。では、今後の予定を事務局から説明願います。

事務局： ただいまご賛同いただきました、住居表示実施の内容につきましては、答申書の内容を告示します。対象区域には、住居表示実施予定のちらしを配布し、住民への周知に努めます。また、「広報きしわだ」4月号に掲載します。告示後30日間、住民からの変更請求がなければ、6月の令和7年第2回定例市議会に町の区域の変更について議案を提出する予定です。市議会議決後、住居表示実施に係る作業を開始し、今年の11月4日（火）に住居表示の実施を予定しています。

議長： 今の事務局の説明についてご質問はございませんか。

(2) その他

議長： 諮問につきましては以上となりますが、他に何かご意見等はございませんか。

委員： 住居表示について毎年、実施面積が小さいように思われますがもっと広い範囲で実施できないのですか。

議長： 個人的な意見を申し上げますと、実施には町会との調整が欠かせませんが、町会長の入れ替わりがあれば今まで進んでいた話も振り出しに戻ったりするので、広範囲に実施するのは難しいのではないのでしょうか。特に近年は町会長が1、2年で交代することも多く、引き継ぎが十分にできていなかったり、今まで住んできた住所の町名が変わることに抵抗がある人もたくさんいると思います。

事務局： 地元との協議が整ったところから実施している状況です。

委員： 実施区域について、JR阪和線沿いやJR阪和線より海側でも実施していないところをしっかりと進めていってほしいです。

事務局： 今年度、いくつかの町会様とお話しさせてもらっています。町境界の確定は隣町との調整が必要なので、関係町会・自治会から情報収集しながら進めて参ります。

委員： 答申書の提出は本日付けですか。

議長： 本日、令和7年2月14日付けで提出します。

委員： 岸和田市には飛び地や通称名がたくさんありますが、実施していない区域で一丁目からできなくても三丁目、四丁目から進めていけばいいのではないのでしょうか。

委員： 反対している町があるから進まないのですか。

委員： 町境界が確定せず止まっているところがあります。

委員： 国のルールである地形・地物による区割りにこだわらなくても、岸和田市独自の運用で進めていくことも必要ではないのでしょうか。

委員： 住居表示の実施は、道が境界となるのが分かりやすいと思います。

委員： 町会同士の話し合いをするにあたり、実施に向けた協議に市は来てくれますか。

事務局： 伺います。

議長： ほかにご意見はございませんか。

委員： 郵便、配送、宅配、緊急車両が現場へ向かう時など、住居表示が実施されていたらたどり着きやすいと思います。岸和田市外の方は通称名や飛び地と言われてもピンと来ないと思います。

議長： 防犯上も消防や救急の面でも、住居表示を実施していくことが大事だと思いますので、今後ともよろしくお願いします。